

『株式評価損の税務認容規定の明確化』

～上場有価証券の評価損に関するQ & A～

上場有価証券等の著しい価額の低下の判定基準を示した法人税基本通達9-1-7の内容を明確化し、減損処理した上場株式の評価損について損金否認を避けやすくする目的で、上場有価証券の評価損に関するQ&Aが公表された。

■ 従来の規定及びその問題点

回復見込の判断について会計と税務の規定の書き方に違いがあるうえ、具体的な証拠資料を提出していないことが更正処分理由に挙げられた事例もあるため、50%程度以上下落している場合でも、当該評価損が否認される可能性が高い。そのため、多額の評価損が否認されるリスクを回避しようと評価損を自己否認し、有税処理している会社が少なくない。

	会計	税務						
時価の著しい下落の意味	(金融商品会計実務指針91項) <table border="1"> <tr> <td>30%未満</td> <td>(一般的に)著しい下落に該当せず</td> </tr> <tr> <td>30%以上50%未満</td> <td>状況に応じて個々の企業で判断(*1)</td> </tr> <tr> <td>50%程度以上</td> <td>著しい下落</td> </tr> </table> (*1)各企業の定めた減損ルールに従う(同実務指針284項)	30%未満	(一般的に)著しい下落に該当せず	30%以上50%未満	状況に応じて個々の企業で判断(*1)	50%程度以上	著しい下落	(法人税基本通達9-1-7) 50%程度以上 著しい下落
30%未満	(一般的に)著しい下落に該当せず							
30%以上50%未満	状況に応じて個々の企業で判断(*1)							
50%程度以上	著しい下落							
判断基準	(金融商品会計基準20項) 売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価のあるものについて時価が著しく下落し、 回復する見込があると認められない場合 ↓ 回復する見込があると認められない場合とは、 株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合 をいう。 一方、回復する見込みがあると認められる場合とは、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移および市場環境の動向、最高値・最低値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。	(法人税基本通達9-1-7) 帳簿価額の概ね50%相当額を下回ることとなり、かつ 近い将来その価額の回復が見込まれない場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 回復可能性の判断については、過去の市場価格の推移、発行人の業況等も踏まえ、当該事業年度終了の時に(法基通9-1-7(注)2) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">変更点</div> </div>						

■ 上場有価証券の評価損に関するQ&Aの内容

上記の問題をうけて、このたび国税庁は上場有価証券の評価損に関するQ&Aを公表した。([Q3]は省略)

<p>[Q1][Q2] 回復可能性の判断基準</p>	<p>✓ 法人の側から、過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限り、税務上その基準は尊重される。</p> <p>✓ 法人が独自に株価の回復可能性についての合理的な判断を行うことが困難な場合は、専門性を有する客観的第三者(証券アナリスト等)によって、個別銘柄別・業種別分類や業界動向に係る見通し、株式発行人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠を提示することも可能であり、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められる。</p> <p>✓ ①監査法人による監査を受け②継続的使用を前提に、過去一定期間における株価動向に関する一定の形式基準を、合理的な判断基準と認める。</p>										
<p>[Q4] 回復可能性の判断基準に該当した場合の評価損否認金の取扱い</p>	<p>(前提) ①前期、株価が50%程度以上下落しているため、会計上減損処理をした。ただし、税務上株価は回復すると判断されたため、当該評価損を否認した。 ②当期、同じく株価が50%程度以上下落しており、株価の回復可能性はないと判断された。</p> <p>(問題の所在) 上記②において、損金算入の処理方法及び損金算入される金額は？</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>(事例1)直近の減損後会計上簿価 < 当期末株価</th> <th>(事例2)直近の減損処理後会計上簿価 > 当期末株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上簿価 100(A)</td> <td>税務上簿価 100(A)</td> </tr> <tr> <td>直近の減損処理後会計上簿価 40(B)</td> <td>直近の減損処理後会計上簿価 40(B)</td> </tr> <tr> <td>当期末株価 35(C)</td> <td>当期末株価 35(C)</td> </tr> <tr> <td>損金算入対象額 55(A) - (C)</td> <td>損金算入対象額 60(A) - (B)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; color: red; font-weight: bold; margin-top: 10px;"> 当期に下落した金額5は、減損処理しない。 </div>	(事例1)直近の減損後会計上簿価 < 当期末株価	(事例2)直近の減損処理後会計上簿価 > 当期末株価	税務上簿価 100(A)	税務上簿価 100(A)	直近の減損処理後会計上簿価 40(B)	直近の減損処理後会計上簿価 40(B)	当期末株価 35(C)	当期末株価 35(C)	損金算入対象額 55(A) - (C)	損金算入対象額 60(A) - (B)
(事例1)直近の減損後会計上簿価 < 当期末株価	(事例2)直近の減損処理後会計上簿価 > 当期末株価										
税務上簿価 100(A)	税務上簿価 100(A)										
直近の減損処理後会計上簿価 40(B)	直近の減損処理後会計上簿価 40(B)										
当期末株価 35(C)	当期末株価 35(C)										
損金算入対象額 55(A) - (C)	損金算入対象額 60(A) - (B)										

(参考) 当該Q&Aには買収時のリスクプレミアム部分に係る減損の取扱いについて明確に言及されていないことから、現行処理を引き続き行うものと考えられる。

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。